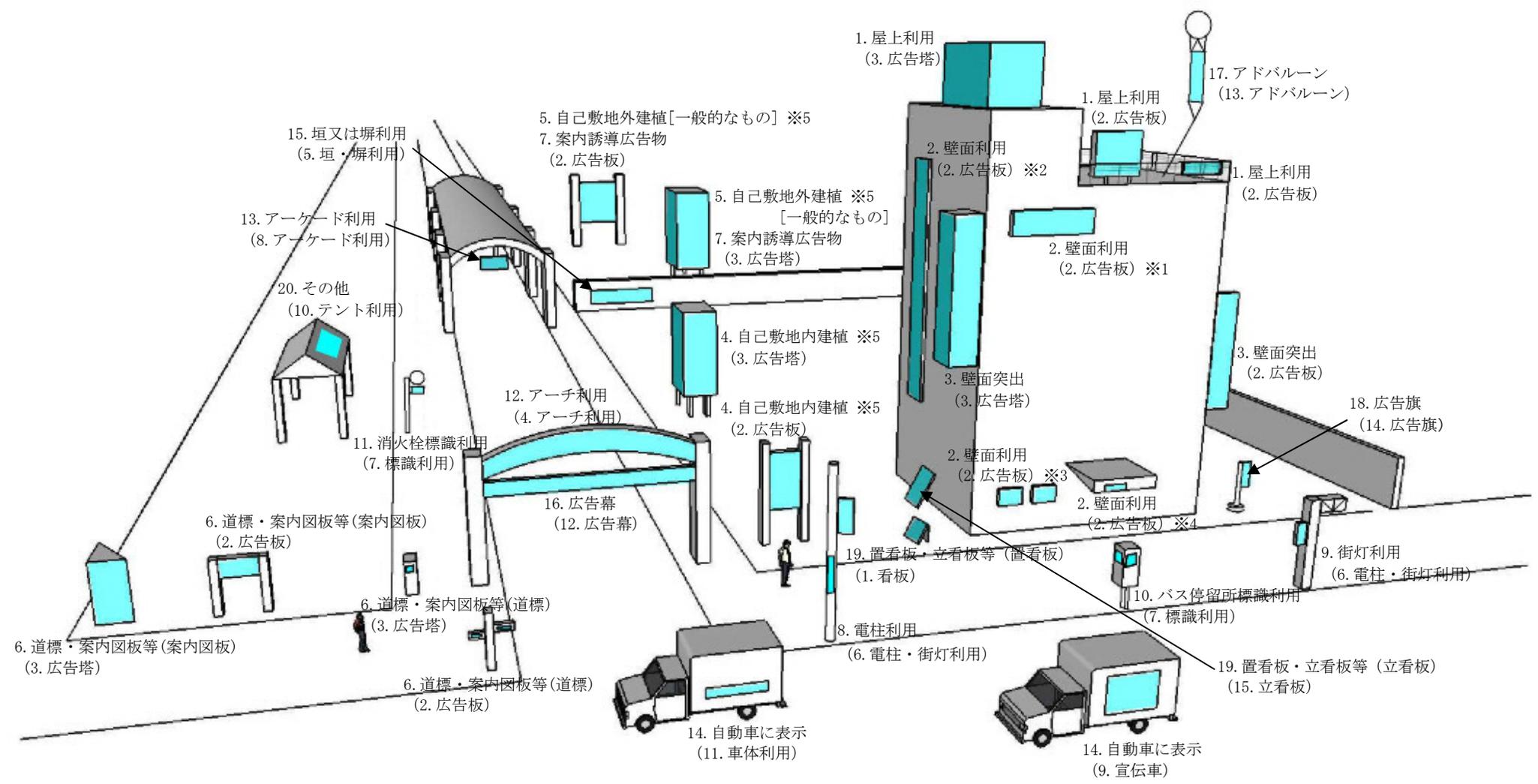


屋外広告物における「広告物等の種類」及び「広告物の区分」



凡例
 上段：広告物等の種類[屋外広告物条例施行規則 様式第1号及び別表第1によるもの]
 (下段)：広告物の区分[同上 様式第1号及び別表第11によるもの]

※1 看板を取り付けるもの、直接塗料等で表示されるもの
 ※2 広告幕を取り付けるもの
 ※3 はり紙、はり札を取り付けるもの
 ※4 オーニングに表示するもの
 ※5 「自己敷地」とは、自己の事業所等がある敷地をいう